

東京コミュニティー財団評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人東京コミュニティー財団定款第 13 条の規定に基づき、評議員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(評議員報酬の意義)

第2条 この規程における評議員報酬とは、当財団が評議員に対し、評議員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の額等)

第3条 評議員報酬は、無報酬とする。

(旅費交通費)

第4条 評議員には、必要に応じ旅費交通費の実費相当額を支給する。

(補足)

第5条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は評議員会の決議による。

平成 21 年 3 月 31 日制定

平成 21 年 4 月 4 日修正

平成 21 年 4 月 6 日修正